平成２０年（フ）第１２３号
長野県佐久市塩名田492番地１
破産者　高野　博正
１　決定年月日　平成21年７月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２０年（フ）第１９１１号
神戸市東灘区岡本９丁目10番16号、従前の住所大阪市中央区南船場１丁目16番23―1106号
破産者　園田　潤治
１　決定年月日　平成21年７月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３１９号
兵庫県三田市すずかけ台３丁目５番地１　２棟303号
破産者　尼ケ塚文孝
１　決定年月日　平成21年７月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５０１号
神戸市北区星和台１丁目16番地の26
破産者　日向　勝昭
１　決定年月日　平成21年７月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５３２号
神戸市兵庫区吉田町２丁目40番15―502号
破産者　小林　敏子
１　決定年月日　平成21年７月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５６７号
神戸市長田区四番町４丁目56番地　市住38―805号、前住所神戸市長田区二番町１丁目１番地　エバジオンタテベ402号
破産者　坂本　洋子
１　決定年月日　平成21年７月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第４６２号
奈良県大和郡山市西観音寺町５番地
破産者　松岡　信義
１　決定年月日　平成21年７月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第４８号
広島市佐伯区五日市中央５丁目10番24―303号
破産者　横山　昭弘
１　決定年月日　平成21年７月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６６号
広島市南区東雲本町１丁目13番９―101号
破産者　古和　博文
１　決定年月日　平成21年７月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第２３４号
宮城県石巻市相野谷字沢田56番地５
破産者　佐藤　博昭
１　決定年月日　平成21年７月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第１１０号
秋田市浜田字館ノ丸171番地
破産者　藤原　　猛（旧姓齋藤）
１　決定年月日　平成21年７月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７５号
秋田市土崎港東４丁目４番37号
破産者　菊地　友美
１　決定年月日　平成21年７月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８２号
秋田市桜３丁目４番52号
破産者　小貫　竜太
１　決定年月日　平成21年７月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第３８８号
福島県郡山市富田町字下双又14番地の119
破産者　渡部　久美
１　決定年月日　平成21年７月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２０年（フ）第１０４６号
大阪府泉佐野市下瓦屋93番地21―105
破産者　中道　妙子
１　決定年月日　平成21年７月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２０年（フ）第１２６９号
大阪府和泉市鶴山台３丁目８番66―306号
破産者　仲里　嘉和
１　決定年月日　平成21年７月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９号
大阪府泉大津市なぎさ町２番７―1407号、住民票上の住所大阪府泉南郡熊取町大久保南４丁目12番６号
破産者　サンヨー建設こと　織田　陽三
１　決定年月日　平成21年７月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１５９号
大阪府阪南市貝掛63番地の１―Ｃ棟511号
破産者　田中　慶三
１　決定年月日　平成21年７月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第２６５号
大阪府泉大津市北豊中町３丁目４番31号グリーンハイツ一美201号、前住所大阪府和泉市伏屋町２丁目17番53号
破産者　瀬尾由香里
１　決定年月日　平成21年７月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係